

## 規制改革推進会議 行政手続部会の御指摘について

平成31年2月  
農林水産省

- 情報システムの整備に当たって、重複是正を図ることの重要性は認識。
- 当省の補助金、交付金の手続についても、経済産業省のシステムを利用できるものは利用していく方針。
- 引き続き、内閣官房IT総合戦略室や経済産業省等と十分連携をとりながら、具体的なシステムの整備について、検討していく。

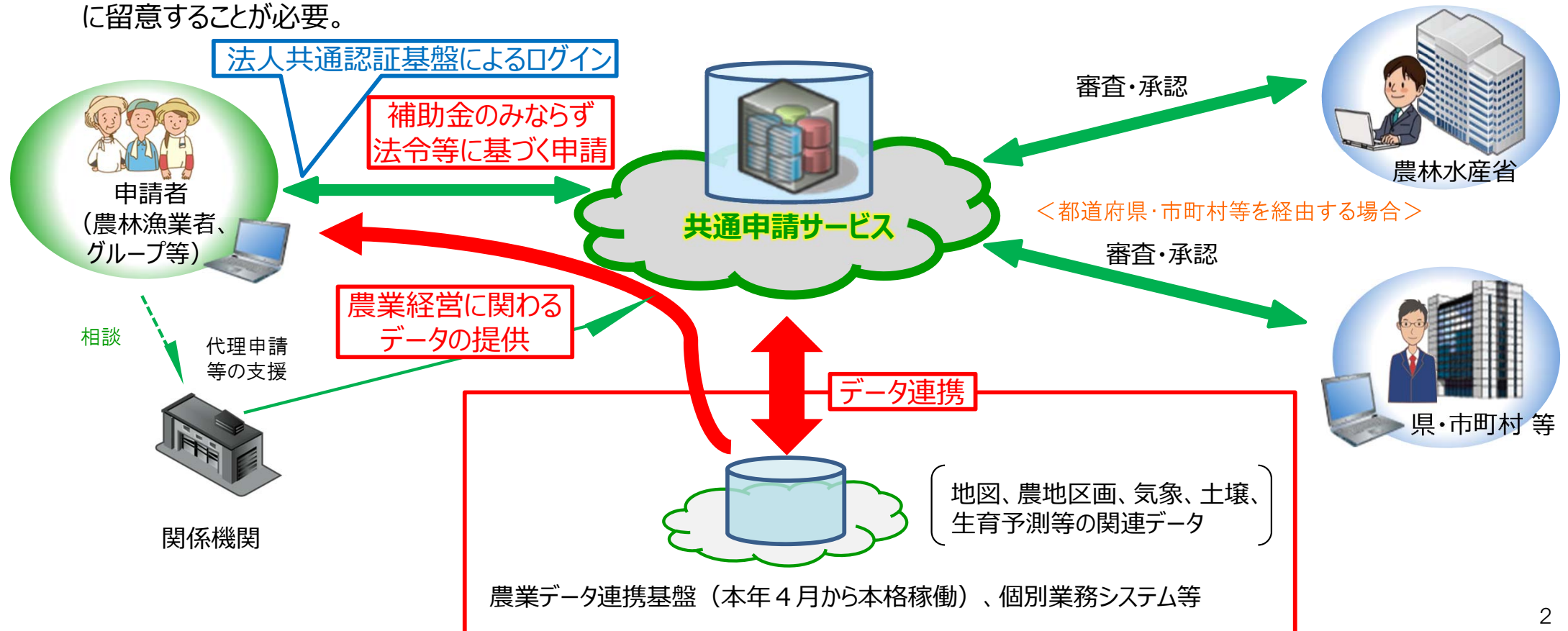
# 農林水産省における行政手続等のオンライン化の取組について

## ○ 農林水産省共通申請サービス(仮称)のポイント

- ・ 農林漁業者等の利便性の向上等のため、補助金及び交付金の申請だけでなく、法令に基づく申請も含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に対応できるようにする。
- ・ こうして得られる農林漁業者等からの申請データに加え、各種システムとの連携により集められた各種データを集約・分析し、農林水産施策の推進に用いるとともに、農林漁業者等へ提供することにより、データ利活用型農林水産業を実現。

こうしたシステムを構築するに当たっては、農林水産省の手続には、

- 1 申請や審査において、他のシステムの台帳データ等を引用・参照する項目が多いこと、
  - 2 農業者→国という直接的な申請のみならず、地方自治体、関係団体等を経由する申請等も多く存在すること、
  - 3 個人及び法人に加え、複数の個人からなるグループ（協議会等）単位での申請も多いこと、
- に留意することが必要。



# 経済産業省補助金申請システムと農林水産省共通申請サービス（仮称）について

## 経済産業省補助金申請システム

## 農林水産省共通申請サービス

ログイン方法

法人共通認証基盤を用いて単一のID・パスワードでログイン

対象手続

一連の補助金申請手続

行政手続(約2,500手続)  
補助金・交付金申請手続(約300事業)

主な申請者

( )内は、設立登記法人数、  
経済センサス、農林業セン  
サス等による法人(企業)、  
経営体数)

法人(約468万法人)  
個人事業者(約209万者<sup>[※]</sup>)  
※平成26年経済センサスによる。個人で行っている農林漁業者を除く。

農林漁業経営体(約150万経営体)  
うち、法人以外の経営体(約146万経営体)  
食料品製造業(約4万者)  
※ 上記のほか法人格のない農業者等のグループ単位での申請も多く、これらに対応できる機能が必要。

主な審査者

国、独立行政法人、都道府県等  
(2020年度時点)

国、独立行政法人、都道府県、市町村等  
※ 都道府県、市町村等を経由する手続が多く、それらの申請ルートを簡便に設定できる機能が必要。

データ連携

- 法人インフォメーション
- 必要に応じた他システムとの連携を検討  
(2019年度にFS調査を実施)

農業データ連携基盤や個別業務システム等(水田台帳システム、農地ナビ等)と相互連携  
※ 申請や審査において、農地(ほ場)ごとの面積、地番等の情報が必要となるため、他のシステム等とのデータ連携できる機能が必要。

※ 農林水産省共通申請サービスの構築においては、補助金を利用する申請者の利便性に配慮したシステムとなるよう、内閣官房IT総合戦略室、経済産業省等と連携をとりながら進めることとしている。

- ・ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、デジタル・ガバメント実行計画及び農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画に位置づけ。

## 【世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)のポイント】

- ・ 認定農業者制度に係る申請手続の実証を平成30年度から開始し、31年度以降全国展開。他の手続の電子化を検討。
- ・ 申請手続等の情報を一元的に入手可能なポータルを構築し、データを活用した行政の高度化・効率化を推進。

## 【デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)のポイント】

- ・ 所管する手続について、各府省中長期計画に基づき、オンライン化の徹底に向けた取組を推進。

## 【農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(平成30年6月22日決定)のポイント】

- ・ 作物の生育状況や気象等の様々なデータを活用するデータ活用型の農林水産業を展開していくことが不可欠。
- ・ 各種行政手続のオンライン化等を計画的に実施することにより、農林水産行政サービスのデジタル化を強力的に推進。
- ・ 申請等に係る情報をデジタル化することにより、農業経営等におけるデータ連携を含むデータの利活用を推進するための共通的な申請システムの構築。
- ・ 2019年度は、以下の実証結果を踏まえ、システムの仕様の検討を行うなど、2020年度以降共通的な申請システムの整備やオンライン化対象手続の拡大を検討。
  - a 認定農業者制度に係る申請手続のオンライン化について、2018年度から一部地域で実証を開始し、実証結果を踏まえ、2019年度以降全国展開を図る。
  - b 国が直接交付する経営所得安定対策の交付金申請のオンライン化について、2018年度からオンライン化の検討、2019年度から実証を行い、2020年度からオンライン申請の試行等を行う。
  - c 都道府県や市町村を經由する間接補助の補助金・交付金についても、2019年度から実証を開始。
- ・ 農業データ連携基盤等の情報連携プラットフォームを活用したデータ連携を行うなど、それらのデータを駆使し、統計作成や証拠に基づく政策立案(EBPM)にも活用。